

【様式 A】

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

健康福祉部 保健衛生課

①区分	行政手続法の適用を受けるもの	<input type="radio"/>	※どちらかに○を記入してください。	
	行政手続条例の適用を受けるもの	<input type="checkbox"/>		
②処分名	③番号 クリーニング所の使用前の検査			
④根拠法令・条例・規則及びその条項号	クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 5 条の 2			
⑤審査基準関係	関係条項	クリーニング業法第3条第2項及び第3項 八尾市クリーニング業法施行条例(平成 29 年八尾市条例第 67 号)第 3 条		
	基準	クリーニング業法第3条第2項及び第3項、八尾市クリーニング業法施行条例第3条の規定に適合していること。		
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)		
	公表の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由	
⑥標準処理期間関係	設定の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由	
	標準処理期間	総日数 10 日（注：備考欄に記載の期間は含まれない。）		
	内訳	経由機関での期間	日	
		協議機関での期間	日	
処分機関での期間		日		
設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
⑦備考	(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数			